



神戸市公報

発行所
神戸市役所

編集兼印刷
神戸市長

＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	こども家庭局こども家庭センター	1
条例	神戸市会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	行財政局法務支援課	2

令和7年2月25日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

神戸市会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和7年3月7日

神戸市長

久元 喜造

神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

神戸市条例第20号

神戸市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定めるところによる。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

2 一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条第2項に規定する条例で定める経過措置期限は、令和11年11月28日とする。

神戸市会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第21号

神戸市会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

神戸市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第2条 [略] 2、3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。た	（定義） 第2条 [略] 2、3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。た

だし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5～9 [略]

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 [略]

（利用及び提供の制限）

第12条 [略]

2～4 [略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

だし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5～9 [略]

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 [略]

（利用及び提供の制限）

第12条 [略]

2～4 [略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

第38条 第1項 第1号	又は第12条第 1項及び第2 項の規定に違 反して利用さ れているとき	第12条第5項 の規定により 読み替えて適 用する同条第 1項及び第2 項(第1号に係 る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号利用 法第20条の規 定に違反して 収集され、若 しくは保管さ れているとき 、又は番号利 用法第29条の 規定に違反し て作成された 特定個人情報 ファイル(番号 利用法第2条 第10項に規 定する特定個 人情報ファイ ルをいう。)に 記録されている とき	第38条 第1項 第1号	又は第12条第 1項及び第2 項の規定に違 反して利用さ れているとき	第12条第5項 の規定により 読み替えて適 用する同条第 1項及び第2 項(第1号に係 る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号利用 法第20条の規 定に違反して 収集され、若 しくは保管さ れているとき 、又は番号利 用法第29条の 規定に違反し て作成された 特定個人情報 ファイル(番号 利用法第2条 第9項に規定 する特定個 人情報ファイ ルをいう。)に 記録されている とき
--------------------	---	---	--------------------	---	--

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ [略]

(2)、(3) [略]

3 [略]

(開示請求権)

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ [略]

(2)、(3) [略]

3 [略]

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)、(2) [略]

3 [略]

（訂正請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)、(2) [略]

3 [略]

（訂正請求権）

第31条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（訂正請求の手続）

第32条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

第31条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（訂正請求の手続）

第32条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（利用停止請求の手続）

第39条 [略]

2 [略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（利用停止請求の手続）

第39条 [略]

2 [略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと

きは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第52条から第54条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。